

令和6年度岩手県観光案内図  
デザイン・作成業務

業務仕様書

令和6年6月  
(公財)岩手県観光協会

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、公益財団法人岩手県観光協会（以下「協会」という。）が実施する「令和6年度岩手県観光案内図デザイン・作成業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、協会が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 本業務の概要

### (1) 目的

本県の観光情報を発信するための基本ツールである「岩手県観光案内図」を観光客の視点に立ち、仕様をリニューアルし、本県への観光客誘客を促進する。

### (2) 業務名称

岩手県観光案内図デザイン・作成業務 一式

### (3) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

### (4) 委託上限額

3,520,000円（税込）

ただし、広告掲載料を作成経費に上乗せできるものとする。

## 2 仕様等

### (1) 作成に係る経費等の負担

作成経費は発注者の負担は3,520,000円（税込）を上限とし、広告掲載料を作成経費に上乗せできるものとする。

広告の募集、決定は発注者が行うこととする。また、代金の収納は受注者が行い、印刷経費に充てることとする。

（例）	作成部数	15万部
	作成費用	4,156,600円
	〔内訳	3,520,000円（発注者負担上限）
		636,600円（広告収入）〕

広告の募集・決定の状況によっては、広告枠数及び総広告収入は必ずしも企画提案書のおりとならない場合があること。よって、総広告収入の状況により、印刷部数の調整を申し入れることがあること。

（参考）過去の広告費の実績については次のとおり

【R4年度制作】 広告収入計509,280円

〔1枠縦69mm×横96mm 63,660円（10%税込）掲載7者8枠 発行部数 200,000部〕

【R5年度制作】 広告収入計572,940円

〔1枠縦69mm×横96mm 63,660円（10%税込）掲載7者9枠 発行部数 180,000部〕

## (2) 仕様

- ア 4色カラー印刷とし、岩手県の主な観光地等を記した地図を作成する。  
地図情報のほか、可能な限りの観光客に必要な情報を掲載するものとする。  
地図は部分的な市街地図を除き、20万分の1～35万分の1の縮尺を使用すること。
- イ 次の情報は、必ず掲載するものとする。
- (ア) 主要観光地・施設（地図上に記すこと。）
  - (イ) 観光地に通ずる主要道路、開通予定を含む復興道路、河川、市町村名
  - (ウ) 県外事務所、各市町村等の観光情報照会先（観光協会等のTEL）
  - (エ) 岩手県へのアクセス情報
  - (オ) 主な観光情報等の英語表記（地図上の主要観光地・施設・市町村、主な観光情報等）
  - (カ) 世界文化遺産の紹介（平泉及・橋野鉄鉦山・御所野遺跡）
  - (キ) 道の駅の情報
- ウ 掲載することが望ましい情報
- (ア) 主要地点間の移動時間及び距離
  - (イ) 隣県境の観光情報
  - (ウ) モデル観光コース
- エ 製本仕上げ後のサイズはA4判の高さ（298mm）を維持するものとし、横の大きさは210mm以内とする。（1枚用紙を折込んだもの、とじ製本したものどちらでも可）
- オ 印刷部数は、15万部以上を原則とする。
- カ 印刷する写真画像について点数の制限は設けないものとし、本協会が著作権・使用許諾権を保有するものは、自由に使用できるものとする。
- キ 広告掲載欄のスペースに上限は設けないが、観光案内図としての機能を損なわないよう留意すること。
- ク 広告を募集する際は、今回の発行部数に限定した広告であることに留意されたいこと。（次回の増刷分にまで有効な広告費でないこと。）

## (3) その他

- ア 今回採用された企画案の構成は、別途、案内図の作成委託契約を締結する際、作成費用に影響の無い微細な変更を申し入れることがあること。
- イ 原則として今後3年度以上の間、広告及び掲載情報の更新以外的大幅な変更をすることなく増刷し、使用するものであること。（増刷部数及び予算は未定だが、年間15～20万部程度を見込んでいる。）
- ウ 国土地理院の地勢図を使用する場合は、受注者側で承認手続きを行うこと。
- エ 納品については、一定数量をまとめて段ボール箱に入れて納品すること。  
また、協会からの指示に応じ、必要部数をその都度納品すること。  
なお、納品先が協会以外で盛岡市内の場合においては、協会からの指示に応じて受託者がその都度納品すること。

### 3 契約に関する条件

#### (1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を協会に対して文書で報告しなければならない。

#### (2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

#### (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 協会は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 協会は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、協会に対して文書により通知しなければならない。

#### (4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から協会に移転することとするが、その詳細については、協会及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

#### (5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

#### (6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。